

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>西 金 野 井 春 日 部 線</p>
<p>供 用 開 始 の 区 間</p>	<p>春 日 部 下 柳 字 森 田 前 二 四 番 一 地 先 から 同 市 下 柳 字 森 田 前 二 四 番 一 地 先 まで</p>
<p>供 用 開 始 の 期 日</p>	<p>平 成 二 十 七 年 七 月 二 十 四 日</p>
<p>備 考</p>	<p>平 成 十 一 年 三 月 五 日 付 け 埼 玉 県 告 示 第 三 百 三 十 六 号 に お け る 道 路 区 域 の 一 部 供 用 開 始 で あ る 。 延 長 五 ・ 九 〇 メ ー ト ル 。</p>